

(緊急通報体制等整備事業のご利用を希望される方へ)

一人暮らし高齢者等が、住み慣れた地域社会で安心して生活が送れるよう、急病や災害等の緊急事態発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、簡易に第三者に通報できる緊急通報装置を給付（貸与）し、協力員や消防本部に通報し速やかに援助を行います。

1. 対象者

町内に居住し、要支援1以上に認定され、かつ、緊急に対応する必要性が高い疾病を有するなど、日常生活を営む上で、常時注意が必要な状態にあり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者
- ② 身体障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者
- ③ その他前2号に準ずる状態にある者であって、町長が特に必要と認めた者

※要介護認定を受けていない対象者については、正式な審査判定を経ないまでも、原則として要介護認定と同じ方法を利用して、要支援1以上に相当するものと判断されたときは対象とすることができます。

2. 使用可能な電話回線について

原則、NTTアナログ回線（緊急通報装置の設置には、固定電話が必要です。）

3. 設置する機器

○ 通報装置本体

- 電話回線使用のため電話機付近に設置します。
- 《緊急》ボタンを押すと、24時間いつでもスピーカーを通してナースコールセンターの看護師（准看護師を除く）・保健師と会話ができます。
- 《相談》ボタンを押すと、看護師（准看護師を除く）・保健師に24時間いつでもスピーカーを通して健康相談が出来ます。



○ ペンダント型送信機

ボタンを押すと通報機本体につながり、本体を通じてナースコールセンターの看護師（準看護師を除く）・保健師と会話ができます。首から下げておき、通報機本体まで行くことが出来ない時などに使用します。使用は本体設置家屋内のみです。ペンダントにマイク機能はついていないので、会話をする際には、本体のスピーカーを通してお話しください。



4. 通報のながれ（《緊急》ボタンを押すと・・・）

正看護師（準看護師を除く）・保健師が24時間体制で承ります。

- 緊急時に通報装置本体またはペンダントのボタンを押します。



- ナースコールセンターが受信、本体のスピーカーを通して話しかけ、状況確認をします。



利用者の状況確認ができた場合 ①へ
応答なく状況の確認ができない場合 ②へ

① 利用者の状況確認ができた場合

- ナースコールセンターが利用者の状況を確認の上、緊急事態であると判断したときは、応急措置の助言、救急車を要請するとともに、あらかじめ登録してある協力員へ出動を依頼します。

（※原則午後9時から翌朝午前9時まではご親族以外の協力員へは連絡はしません。）



- 救急の場合は救急搬送など、必要な対応を行います。



- 救急搬送があったときは、搬送先等の結果を親族等に知らせます。



② 応答なく状況の確認ができない場合

- 受信時に利用者の容体が確認できないときは、協力員へ出動を依頼し、結果報告を受けます。



- 協力員に連絡がとれない場合には救急車を要請するとともに、委託先事業者の出動員が出動します。



- 救急搬送があったときは、搬送先等の結果を親族等の緊急連絡先に知らせます。

5. 相談の流れ（《相談》ボタンを押すと・・・）

正看護師（准看護師を除く）・保健師が24時間体制で承ります。

- ① 健康相談・健康管理の相談があるときは、通報機本体の《相談》ボタンを押します。



- ② ナースコールセンターが受信、本体のスピーカーを通して対応します。



- ③ ご相談内容をスピーカーに向かってお話してください。



- ④ 相談通報を受信したときは、その内容に応じて適切な助言等を行い、必要があると判断した場合は、「4. 通報のながれ」の緊急通報の受信業務と同様に緊急要請等の対応を行います。



6. 定期的な安否確認について

月1回ナースコールセンターが電話連絡し、日常生活・健康状態等の状況についてお聞きします。

7. 注意喚起対応について

台風の接近等による災害が予測される場合、利用者への注意喚起が行われます。

8. 費用

生活保護世帯・非課税世帯の方は無料。

生計中心者の前年所得税額※が5,000円未満の世帯の月額料金 550円。

生計中心者の前年所得税額※が5,000円以上の世帯の月額料金 1,100円。

※1月～6月までの間は前々年所得税額を参考にします。

※毎年6月に所得税課税状況見直しの調査を行うため、前年中の所得税の課税状況が確認できるもの等を提出していただく場合がございます。

9. 通信費用について

通報時や相談時の通信費用（電話代）は発生しません。

10. 申請書類等

- ① 「忠岡町緊急通報装置給付（貸与）申請書」
- ② 「誓約書」
- ③ 「同意書」
- ④ 「収入申告書」
- ⑤ 「忠岡町緊急通報体制協力員承諾書」

急病等の緊急時に発信者宅（緊急通報を行う者）へ出向き、迅速かつ適切な対応を図ることが出来る2名の確保が必要です。

原則、本町の区域内に居住する者（5～10分で駆けつけられる者）の中から選んでください。難しい場合は高齢介護課へご相談ください。

午後9時から翌朝午前9時までではご親族以外の協力員へは連絡はしません。

1 1. 申請から設置までの流れ

- ① 申請書に必要事項記入のうえ、高齢介護課へ申請書類を提出。
↓
- ② 後日、高齢介護課の担当者が対象者の自宅を訪問、設置の説明、身体状況等の聞き取り等
とご自宅の状況を確認させていただきます。
(申請後、調査日の調整をさせていただきます。)
↓
- ③ 調査の結果設置決定となった場合、委託業者が設置いたします。
(決定後、委託業者より設置の日程について連絡が入ります。)

1 2. 設置後の連絡について（撤去等）

以下の場合には必ず連絡（届出）が必要です。

1) 通報装置が撤去となる

- ① 施設入所時
- ② 長期入院時（在宅復帰の見込みがない）
- ③ 死亡
- ④ 転出
- ⑤ 通報機を必要としない健常な方と同居
- ⑥ 固定電話を解約
- ⑦ 通報装置が必要でなくなった
- ⑧ 電話回線を変更、または回線工事をした
- ⑨ かかりつけ医の名称・電話番号・主治医が変わった
- ⑩ 身体状況に著しい変化があった

2) 通報機を移設する必要があるとき

- ① 町内転居

3) 協力員・親族（緊急時の連絡先）の変更について

- ①登録している協力員を変更したい
- ②協力員の住所、電話番号等に変更があった

1 3. その他の注意事項

偽り又は不正な手段により緊急通報装置の設置等を受けたときや、緊急通報装置を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、又はこれらの行為をしようとしたときは利用の取り消し及び返還となります。

装置の紛失や故意に毀損した場合は、実費弁償となります。※実費弁償額は使用期間等により異なります。

お問い合わせ先：

忠岡町 健康福祉部 高齢介護課 TEL 0725-22-1122 内線 205